

平成二十三年文部科学省令第二十三号

展覧会における美術品損害の補償に関する法律

法律施行規則

(平成二十三年法律第十七号)及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令(平成二十三年政令第百五十六号)の規定に基づき、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律(以下「法」という)において使用する用語の例による。

(展覧会の要件)

第二条 法第三条第一項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供するものであること。

二 開催を予定する期間が二十日を超えるものであること。

三 対象美術品の約定評価額総額が五十億円を超えるものとなるものであること。

四 展示を予定する美術品のうち主要なものが海外から借り受けるものであること。

五 利益の分配、物品の販売その他當利を主とする目的とするものでないこと。

(展覧会の主催者の要件)

第三条 補償契約に係る展覧会の主催者が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 当該展覧会を安全かつ適切に実施するため必要な資金を確保する見込みがあること。

二 当該展覧会の開催に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。

三 当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会を主催した実績を有すること。

(展覧会の開催施設の要件)

第四条 補償契約に係る展覧会を開催する施設(以下「開催施設」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならぬ。

八 開催施設の名称、所在地及び建物の構造並びに第四条第二号イ及びロの設備に関する事項

一 開催施設の建物が、その設置されている場所の状況に応じた必要な耐火性能及び耐震性能を有する構造のものであること。

二 次に掲げる設備が設けられていること。

イ 当該展覧会のために借り受けた美術品の性質に応じた適正な温度、湿度及び照度(第七条第一号ロにおいて「温度等」という。)を保つことができる設備

能を有する構造のものであること。

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該展覧会に係る収支予算書

二 该当する事項を記載した書面

三 前項第四号の価額の算定の根拠を明らかにする事項

四 前項の申込書に記載した書面

五 開催施設の建物の位置及び構造並びに第四号第二号イ及びロの設備に関する図面

六 開催施設において過去に発生した美術品に係る事故に関する情報を記載した書面

七 当該展覧会の開催に関する業務について知識及び経験を有する学芸員その他の使用者の履歴書

八 当該展覧会のために借り受けた美術品の運搬の経路、方法、開始時期及び予定終了時期その他の美術品の運搬に関する業務の実施計画を記載した書面

九 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

十 其他参考となるべき事項を記載した書面

十一 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

十二 其他参考となるべき事項を記載した書面

十三 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

十四 其他参考となるべき事項を記載した書面

十五 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

十六 其他参考となるべき事項を記載した書面

十七 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

十八 其他参考となるべき事項を記載した書面

十九 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

二十 其他参考となるべき事項を記載した書面

二十一 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

二十二 其他参考となるべき事項を記載した書面

二十三 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

二十四 其他参考となるべき事項を記載した書面

二十五 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

二十六 其他参考となるべき事項を記載した書面

二十七 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

二十八 其他参考となるべき事項を記載した書面

二十九 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

三十 其他参考となるべき事項を記載した書面

三十一 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

三十二 其他参考となるべき事項を記載した書面

三十三 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

三十四 其他参考となるべき事項を記載した書面

三十五 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会の主催者が記載した書面

三十六 其他参考となるべき事項を記載した書面

(対象美術品の取扱いに関する基準)

第七条 法第六条の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 対象美術品の監視、開催施設の警備その他を適切に行うために必要な体制を整備すること。

二 対象美術品の展示に当たっては、次による

一 対象美術品の展示に当たっては、次による

